

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）等に基づき、同法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―一四二

平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第七条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給されるものをいう。

二 施行日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号。以

下「平成二十八年改正法」という。）の施行の日をいう。

三 改正後の給与法 平成二十八年改正法第一条の規定（給与法第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。）による改正後の給与法をいう。

四 改正前の給与法 平成二十八年改正法第一条の規定による改正前の給与法をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第四条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与法の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 俸給（人事院の定める場合におけるものに限る。）

二 専門スタッフ職調整手当

- 三 地域手当
- 四 広域異動手当
- 五 特地勤務手当
- 六 特地勤務手当に準ずる手当
- 七 超過勤務手当
- 八 休日給
- 九 夜勤手当
- 十 期末手当
- 十一 勤勉手当

第三条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与法第十五条その他の法令の規定による給与の減額（人事院の定めるものに限る。第五条第二項において「第十五条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与法の

規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の特例）

第四条 平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間において規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正法附則第七条第二項又は第三項の規定による俸給については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

第五条 平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の

額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける規則九―一三九第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十五条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給については、適用しない。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五の規定の読替え)

2 経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五(原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による

特別の手当) 第五条第二項の規定の適用については、同項中「第六条の四」とあるのは、「第六条の四、

規則九―一四二(平成二十八年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例) 第五条第一項」とする。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一―三四―九

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十八年改正給与法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、別表の二の表給与法の項中「第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた第十一条の二第一項」とする。

附則第三項から第六項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>（平成二十八年改正給与法附則第三条の規定が適用される間の読替え）</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、別表の二の表給与法の項中「第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた第十一条の二第一項」とする。</p> <p>（削る。）</p>	<p>附則</p> <p>1 （同上）</p> <p>（人事院規則九―五の一部改正）</p> <p>2 人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。</p> <p>第十一条 削除</p> <p>第十二条の前の見出しとして「（雑則）」を付する。</p> <p>第十七条の次に次の一条を加える。</p> <p>第十八条 この規則に定めるもののほか、給与簿に關し必要な事項は、人事院が定める。</p> <p>（人事院規則九―三四の一部改正）</p> <p>3 人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条の次に次の一条を加える。</p>

(削る。)

(雑則)
第十一条 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当
に關し必要な事項は、人事院が定める。

(人事院規則一〇―四の一部改正)

4 | 人事院規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)の一部
を次のように改正する。

第二十五条第三項を削る。

第三十二条第二項中「作成し、これを保存しなければならない」を「作成しなければならない」に改める。

(人事院規則一〇―五の一部改正)

(削る。)

5 | 人事院規則一〇―五(職員の放射線障害の防止)の一部
を次のように改正する。

第十一条第二項中「作成し、これを保存しなければならない」を「作成しなければならない」に改める。

第二十四条第一項中「作成し、第一号から第三号までに掲げるものについては当該職員の離職後五年間、第四号及び第五号に掲げるものについては記録の作成後五年間保存しなければならない」を「作成しなければならない」に改める。

(人事院規則一六―四の一部改正)

(削る。)

6 | 人事院規則一六―四(補償及び福祉事業の実施)の一部
を次のように改正する。

第三十一条中「三年間」を「五年間」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類については、規則一―三四（人事管理文書の保存期間）第三条第二項の規定は、適用しない。

給実甲第1219号

平成28年11月24日

人事院事務総長

人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について（通知）

人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成28年11月24日以降は、これによってください。

記

第2条関係

この条の第1号の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第23条第2項から第5項までの規定により支給する場合
- 二 給与法附則第6項本文の規定により半額を減ずる場合
- 三 日割りによる計算により支給する場合

第3条関係

- 1 この条の「人事院の定めるもの」は、次に掲げる規定による給与の減額（以下「第15条等減額」という。）とする。

- 一 給与法第15条
 - 二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第2項
 - 三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第3項
 - 四 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第7条第2項
 - 五 人事院規則1-39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）第2条第4項（同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。）
 - 六 人事院規則14-8（営利企業の役員等との兼業）第5項
 - 七 人事院規則17-2（職員団体のための職員の行為）第6条第7項
- 2 この条の規定の適用がある場合における給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は、それぞれ規則第1条第4号に規定する改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定による額に相当する額とする。
- 3 規則第1条第1号に規定する経過措置額支給特定職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から同条第2号に規定する施行日の前日の属する月の末日までの間に係る第15条等減額に当たって、規則の規定（規則第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合の規則第1条第3号に規定する改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額と改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が同額である場合における給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は、それぞれ改正前の給与法の規定による額に相当する額とする。

第4条関係

- 1 この条に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）には、人事院規則9—139（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給）第3条第1項第2号中「対応する俸給月額に」とあるのは「対応する俸給月額（同日が平成28年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）の施行の日の前日までの間であるときは、同法第1条の規定による改正前の給与法の規定による俸給月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号俸（当該降格をした日が平成28年4月1日から同法の施行の日の前日までの間であるときは、規則9—8—82（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の規則9—8の規定による号俸）又は当該」と読み替えて同規則の規定を適用した場合の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。以下「平成26年改正法」という。）附則第7条の規定による俸給の額に相当する額を、同条第2項又は第3項の規定による俸給として支給する。
- 2 この条に規定する職員のうち、平成27年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）の施行の日の前日までの間に人事院規則9—139第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ事務総長と協議して、平成26年改正法附則第7条第2項又は第3項の規定による俸給を支給する。この場合において、給実甲第1200号（人事院規則9—141（平成27年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）第4条関係の規定は適用しない。

その他の事項

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律

第80号)の施行に伴う給与の支給等の特例に関し、この通達により難しい場合には、あらかじめ事務総長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

以 上

平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日事企法一 6 6 8）」の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日以降は、これによってください。

なお、改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」第 1 項の表給実甲第 1 1 9 9 号（平成 2 7 年勸告改正法の施行に伴い平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

第 1 項の表給実甲第 1 1 9 9 号（平成 2 7 年勸告改正法の施行に伴い平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）の欄を次のように改める。

給実甲第 1 2 1 8 号（平成 2 8 年改	通知書等の写し	通知した日	5 年
--------------------------	---------	-------	-----

正法の施行に伴い 平成26年改正法 附則第7条の規定 による俸給の額が 減少した場合にお ける職員に対する 通知について)			
---------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

第1項の表給実甲第1200号（人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）の欄の次に次のように加える。

給実甲第1219号（人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）	第4条関係第2項の協議に関する文書等	取得の日	5年
	その他の事項の承認に関する文書等		

以 上

改正後				改正前			
<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>				<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間	人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1 218号（ 平成28年 改正法の施 行に伴い平 成26年改 正法附則第 7条の規定 による俸給 の額が減少 した場合に おける職員 に対する通 知について ）	通知書等の写し	通知した 日	5年	給実甲第1 199号（ 平成27年 勸告改正法 の施行に伴 い平成26 年改正法附 則第7条の 規定による 俸給の額が 減少した場 合における 職員に対す る通知につ いて）	通知書等の写し	通知した 日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

給実甲第1 200号（ 人事院規則 9-141 （平成27 年勸告改正 法の施行に 伴う給与の 支給等の特 例）の運用 について）	（略）	（略）	（略）	給実甲第1 200号（ 人事院規則 9-141 （平成27 年勸告改正 法の施行に 伴う給与の 支給等の特 例）の運用 について）	（略）	（略）	（略）
給実甲第1 219号（ 人事院規則 9-142 （平成28 年改正法の 施行に伴う 給与の支給 等の特例） の運用につ いて）	第4条関係第2 項の協議に關す る文書等 その他の事項の 承認に關する文 書等	取得の日	5年	（新設）			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2・3 （略）				2・3 （略）			

給 2 - 1 1 4

平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局給与第二課長

給与法等の改正に伴う差額の支給等について（通知）

今回の一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき平成 2 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給することとなりますが、当該差額の支給等については、下記の点に留意の上、速やかに支給するようお取り計らいください。

記

- 1 今回の給与法等及び人事院規則の改正により、俸給月額、俸給の特別調整額の額の改定、初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の額の改定が切替日に遡って適用されることになるが、これらの改定によるそれぞれの給与の差額のほか、俸給月額、俸給の特別調整額の改定に伴うこれらの給与を基礎として算定される給与の差額（俸給月額等の改定による地域手当、超過勤務手当、期末手当の差額等）についても追給が必要となること。

また、切替日から施行日の前日までの間に昇格又は降格をした者等の号俸については、改正後の人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に基づく決定をやり直した方が有利な号俸となる場合にあっては当該有利な決定を行うこととされ、改正前の人事院規則 9—8 に基づく決定の方が有利な

号俸となる場合にあっては人事院規則 9—8—8 2（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第 2 条の規定により、当該決定された号俸のままとすることとされているので、この点についても遺漏のないよう取り扱うこと。

2 平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を受けている職員については、次の点に留意すること。

(1) 今回の給与法等の改正で俸給月額が改定されることにより経過措置額が減少するが、引き続き経過措置額の支給対象であり、俸給月額の支給額との合計額が同一である場合には、俸給月額に係る追給は必要がないこと。

(2) 今回の給与法等の改正で俸給月額が改定されることにより経過措置額が支給されないこととなる場合には、今回の改正により受けることとなった俸給月額の支給額が、経過措置額の基礎となる額（平成 27 年 3 月 31 日に受けていた俸給月額等）を上回った額に限り、俸給月額に係る追給が必要となること。

(3) (1)、(2)のいずれの場合にも、給実甲第 1 2 1 8 号（平成 28 年改正法の施行に伴い平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）による職員への通知及び給与簿等の整理が必要となること。

(4) 切替日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした者の経過措置額の基礎となる額については、人事院規則 9—1 4 2（平成 28 年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）により、今回の給与法等の改正前の額のままとする特例が講じられていること。給実甲第 1 2 1 9 号第 4 条関係第 2 項に規定する職員に経過措置額を支給する場合は、事務総長と協議する必要があること。

3 給与法附則第 8 項に基づく減額支給措置の適用があり、かつ、経過措置額を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）については、今回の給与法等の改正後の俸給、地域手当、超過勤務手当、期末手当等の額が改正前の額に達しない場合等には、人事院規則 9—1 4 2 により、切替日から施行日の前日の属する月の末日までの間、改正前の額と同額となるよう措置されていることから、差額を精算する必要はないこと。

- 4 切替日以降に係る給与を減額された職員については、切替日以降における減額の対象時間数に応じて改正後の給与法等に基づき計算された額と既に減額された額との差額を精算すること。ただし、経過措置額支給特定職員について人事院規則 9—1 4 2 により精算が不要とされる場合等もあるので留意すること。
- 5 切替日以降に離職（死亡を含む。）した職員及び俸給の支給義務者を異にして移動した職員の差額の支給に当たっても遺漏のないよう措置すること。
なお、俸給の支給義務者を異にして移動した職員の発令の日の前日までの分の差額は、移動前の俸給の支給義務者において支給し、その支給義務者に属する給与事務担当者は、改正後の給与法等による支給額の給与種目別内訳を速やかに移動後の俸給の支給義務者に属する給与事務担当者に通知すること。
- 6 差額の支給等における職員別給与簿及び基準給与簿の記入については、給実甲第 5 7 6 号（給与簿等の取扱いについて）第 4 の第 6 項第 6 号及び第 7 号並びに第 5 の第 3 項の規定により処理すること。

以 上

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成28年11月24日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一 人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）第2条第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

二 規則第3条の規定に基づき、人事院が定めることとされている給与の減額について定めること。

三 規則第4条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四 規則第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

平成28年11月24日

給与法等の施行に伴う人事院規則及び事務総長通達の制定について
(その他)

平成28年11月

I 改正等の概要

- 1 人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）及び給実甲第1219号（人事院規則9—142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）の制定

規則：P1～P6、通達：P12～P15

- (1) 経過措置額を受ける55歳を超える職員に係る支給等の特例

参考資料：P25～P41

平成26年改正法附則第7条の規定による俸給（経過措置額）を受ける55歳を超える職員の平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の支給等に関し、俸給表の遡及改定に伴う計算過程における端数処理に起因して生ずる不利益を防止するための特例措置を講ずる。[規則第2条、第3条、第5条]

- (2) 施行日前に降格又は降号をした職員に係る経過措置額の特例

参考資料：P42～P44

平成28年4月1日から施行日の前日までの間に降格等をした職員の経過措置額の算定基礎額（平成27年3月31日の俸給月額から降格等による減額分（以下「降格デメリット額」という。）を差し引いた額）について、降格デメリット額が変動した場合も俸給表の改定前と同額とする（降格等をした日から、施行日以降においても適用される。）。

平成27年4月1日から平成27年勧告改正法の施行日の前日までの間に降格等をした職員が、平成28年4月1日から平成28年改正法の施行日の前日までの間に再度降格等をした場合には、あらかじめ事務総長と協議して、経過措置額を支給することとする。 [規則第4条]

- 2 給2—114（給与法等の改正に伴う差額の支給等について（通知））の制定

通知：P20～P22、参考資料P45～P47

給与法等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき平成28年4月1日に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給する際の留意事項等について通知する。

II 公布（発出）日・施行日

公布（発出）日及び施行日は、平成28年改正法の公布の日とする。

以 上

II 各手当

経過措置額支給特定職員に対する手当額算定の際に、俸給を用いる手当は、経過措置額を含む俸給等に手当ごとと定められた支給割合等を乗じることによって算定され、その計算過程において生じた1円未満の端数は各規則の規定等により処理を行うこととされている。俸給表改定により俸給月額と経過措置額の内訳が変動し、それらの額に基づく計算過程上で端数処理を行うことにより、給与法改正後の各手当の額が改正前の各手当の額に達しない場合が生ずる。当該場合には、俸給表の遡及改定に伴う計算過程の当該端数処理に起因して生ずる不利益を防止するため、改正前の各手当の額に相当する額を支給する(改正前後の各手当の額を同額にする)。**[特例規則第2条]**

例：行(一)6級21号俸
地域手当：6%

地域手当：6%	俸給月額 (a)	地域手当の1.5%減額分 ($a \times 0.06 \times 1.5/100$) (b)	経過措置額 ($H27.3.31$ との差額 \times $98.5/100$) (c)	地域手当の支給額 ($[(a+c) \times 0.06] - b$)
	364,800	328.32	—	21,559
	358,700	322.83	6,008	21,559
H28.4.1	359,100	323.19	5,614	21,558
				21,559

注：[]で端数切捨て

III 減額

経過措置額支給特定職員で欠勤等により給与を減額された者について、改正後の減額の額が改正前の減額の額を超える場合には、改正前の額に相当する額を減額する(改正前後の減額の額を同額にする)。**[特例規則第3条]**

○ 特例期間

- I : 切替日から施行日の前日(平成28年11月23日)まで
- II、III : 切替日から施行日の前日の属する月の末日(平成28年11月30日)まで

特例規則…人事院規則9—142(平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)
特例通達…給実甲第1219号(人事院規則9—142(平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)の運用について)

I 俸給①【具体例】

<経過措置額の端数処理(規則9-139第5条)の特例> (特例規則第5条第1項)

H28.4.1からH28.11.23まで

(1) 特例を適用する例

	俸給月額 (A)	俸給月額 × 1.5/100 (B)	経過措置額(特例前) (H27.3.31との差額 × 98.5/100)(C)	A-B+C
公(一)8級4号俸				
~H27.3.31	393,200	5,898	-	387,302
H27.4.1~H28.1.25	385,300	5,779.5	7,781.5	387,301.5
給与法改正前	386,600	5,799	6,501	387,302
給与法 特例適用前	387,100	5,806.5	6,008.5	387,301.5
H28.4.1~ 特例適用後	387,100	5,806.5	6,009	387,302

(2) 特例を適用しない例①

	俸給月額 (A)	俸給月額 × 1.5/100 (B)	経過措置額(特例前) (H27.3.31との差額 × 98.5/100)(C)	A-B+C
行(一)6級14号俸				
~H27.3.31	350,700	5,260.5	-	345,439.5
H27.4.1~H28.1.25	343,800	5,157	6,796.5	345,439
(H28.1.26~) 改正前	345,000	5,175	5,614.5	345,439.5
H28.4.1~ 改正後	345,500	5,182.5	5,122	345,439.5

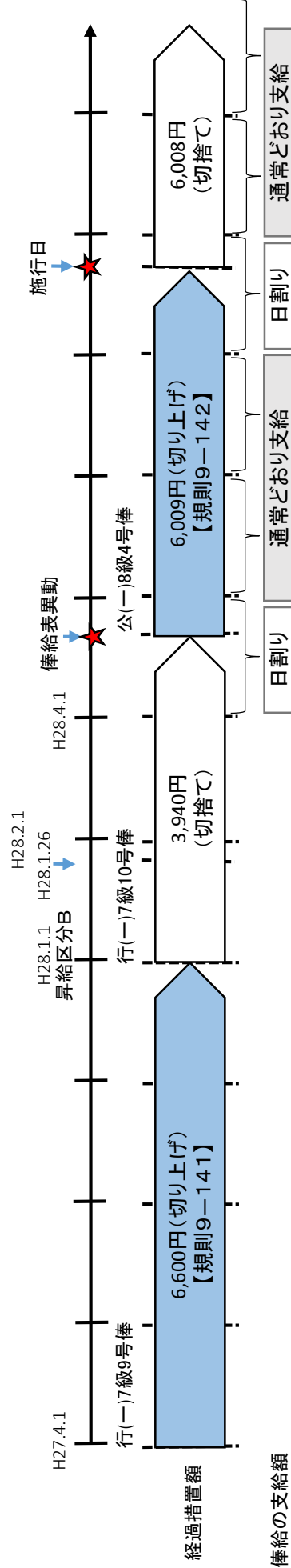
特例を適用しない例②

	俸給月額 (A)	俸給月額 × 1.5/100 (B)	経過措置額(特例前) (H27.3.31との差額 × 98.5/100)(C)	A-B+C
行(一)6級15号俸				
~H27.3.31	352,800	5,292	-	347,508
H27.4.1~H28.1.25	345,900	5,188.5	6,796.5	347,507.5
(H28.1.26~) 改正前	347,100	5,206.5	5,614.5	347,507.5
H28.4.1~ 改正後	347,600	5,214	5,122	347,508

改正前≦改正後 のため、

経過措置額の端数切捨て【規則9-139第5条】

(3) 俸給表異動等の例



特例規則第2条による支給額又は特例規則第5条第1項の適用がないものとして算定した支給額を支給する(俸給②を参照)

※ 経過措置額が変動した場合には給実甲第1219号の(★)の規定により、職員に対して経過措置額を通知する。

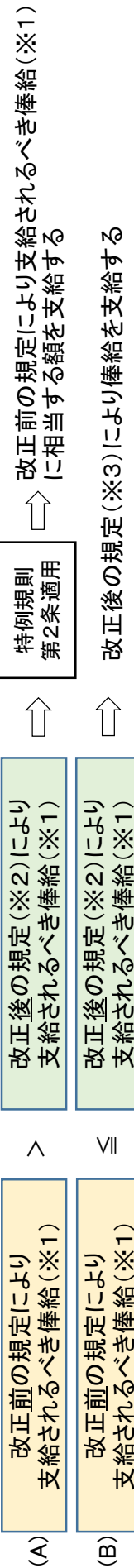
I 俸給②【概要】

<俸給の支給の特例>（特例規則第2条）

H28.4.1からH28.11.30まで

人事院の定める場合において、改正後の給与法の規定により支給されるべき俸給が改正前の給与法の規定により支給されるべき俸給に達しない場合には、改正前の給与法の規定により支給されるべき俸給に相当する額を支給する（特例規則第2条）。改正後の給与法の規定により支給されるべき額が改正前の給与法の規定により支給されるべき額と同額又はその額を超える場合には、改正後の給与法の規定により俸給を支給する（特例規則第2条は適用されない）。

- (1) 俸給が給与法第23条第2項から第5項までの規定により支給される場合
 - (2) 俸給が半額を減ぜられる場合
 - (3) 俸給が日割計算により支給される場合
- （特例通達第2条関係）



28

※1 支給されるべき俸給は給与法附則第8項の規定による減額後の額（給与法第15条等の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による減額前の額）とする。

※2、3 特例規則第2条において「改正後の規定」により支給されるべき俸給を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により俸給を支給する場合には、第5条第1項（経過措置額の端数切上げ）の規定の適用はないものとして取り扱う（特例規則第2条、第5条第2項）。

【留意事項】

- 平成28年11月（施行日の属する月）に、施行日の前日まで特例規則第5条第1項の適用があった場合には、施行日において俸給の支給額に変動が生じるため、日割計算により俸給が支給される場合として取り扱うこととなる。
- 上記(A)(B)の場合においては、経過措置額は特例規則第5条第1項の適用がないものとして計算した額を支給することとなるが、職員に通知する経過措置額は特例規則第5条第1項の適用後の額を用いる。
- 給与法第23条第1項の規定により休職給として支給される俸給には特例規則第2条は適用されない（日割計算により支給される場合を除く。）。

I 俸給②【具体例】—1

(4) 月の全ての期間において休職の例

海(一)6級20号俸 休職給率: 80/100

	俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	給与法附則第8項により減額される前の額 (休職給) (A+B) × 80/100 (C)	給与法附則第8項により減額する額 (D) A × 1.5% × 80/100	俸給の支給額 (休職給) C-D
H27.3.31	465,200	—	372,160	5,582.4	366,577.6
改正前	457,200	7,880	372,064	5,486.4	366,577.6
改正後	457,700	7,387.5	372,069.5	5,492.4	366,576.5

改正前の俸給(休職給)の支給額に相当する額(366,577)をもって当該月の支給額とする。



(5) 平成28年11月(施行日の前日の属する月)において、施行日前後で特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の適用がなくなり俸給の額が変動する例

行(一)6級13号俸

	俸給月額 (A)	俸給月額 × 1.5/100 (B)	経過措置額(特例前) (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (C)	A-B+C
H27.3.31	348,600	5,229	—	343,371
改正前	343,000	5,145	5,516	343,371
改正後 (施行日の前日まで)	343,500	5,152.5	5,023.5	343,370.5

特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)適用後

	俸給月額 (a)	給与法付則第8項により減額する額 (a) × 1.5% (b)	経過措置額 (27.3.31との差額 × 98.5/100) (c)	俸給の支給額 a - b + c
改正後 (施行日の前日まで)	343,500	5,152.5	5,024.0	343,371.5
改正後 (施行日以降)	343,500	5,152.5	5,023.0	343,370.5

改正前の俸給の支給額に相当する額(343,371)をもって平成28年11月(施行日の前日の属する月)の支給額とする(特例規則第2条)。

※施行日以降においては、特例規則第5条第1項の適用を受けないため俸給の額が1円減少し日割計算を行うこととなるが、改正後の俸給の支給額が改正前の俸給の支給額を上回ることはない。よって、実務上、日割計算を行う必要はなく、改正前の俸給の支給額をもって同月の支給額とすればよい。



※特例規則第5条第1項の適用は施行日の前日まで

I 俸給②【具体例】-2

(6) 月の途中で俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)

俸給表異動

行(一)7級5号俸 勤務日数:10/23
 改正前:俸給月額 371,100 経過措置額 6,304
 改正後:俸給月額 371,500 経過措置額 5,910

行(一)7級4号俸 勤務日数:13/23
 改正前:俸給月額 386,600 経過措置額 6,501
 改正後:俸給月額 387,100 経過措置額 6,008

	給与法付則第8項により 減額される前の日割計算後の額		給与法付則第8項により 減額する額		日割計算後の俸給の 支給額(A-B)
	行(一)	合計(A)	行(一)	合計(B)	
改正前	164,088,696	222,187,522	2,420,217	3,277,696	380,578,087
改正後	164,091,304	222,191,478	2,422,826	3,281,935	380,577,239

改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(380,578)をもって当該月の支給額とする。

(7) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動があった例(俸給の額の変動はなし)

支給義務者を異にする移動

前任庁

行(一)6級14号俸 勤務日数:9/21
 改正前:俸給月額 345,000 経過措置額 5,614
 改正後:俸給月額 345,500 経過措置額 5,122

後任庁

行(一)6級14号俸 勤務日数:12/21
 改正前:俸給月額 345,000 経過措置額 5,614
 改正後:俸給月額 345,500 経過措置額 5,122

	当該月の支給額		前任庁における俸給の支給額		後任庁における 俸給の支給額 (A-B)
	給与法付則第8項により減額される前の額	支給額(A)	給与法付則第8項により減額される前の額	支給額(B)	
改正前	350,614	5,175.0	150,263	2,217.9	197,394
改正後	350,622	5,182.5	150,266	2,221.1	197,395

前任庁:改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(148,045)をもって当該月の支給額とする。

後任庁:人事院規則9-7第3条第1項によって算出された改正後の俸給(197,395)を支給する。(後任庁は、前任庁における改正後の支給額を特例規定の適用がない額(148,044)として改正後の計算を行う)

I 俸給②【具体例】-3

(8) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動し、かつ、俸給の額に異動があった例(例: 俸給表異動があった場合)

支給義務者を異にする移動・俸給表異動

前任庁

行(-)7級46号俸 勤務日数: 13/23
 改正前: 俸給月額 437,800 経過措置額 7,486
 改正後: 俸給月額 438,200 経過措置額 7,092

後任庁

公安(-)8級51号俸 勤務日数: 10/23
 改正前: 俸給月額 450,700 経過措置額 8,865
 改正後: 俸給月額 451,100 経過措置額 8,471

	前任庁における俸給の支給額		後任庁における俸給の支給額	
	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額
改正前	251,683	247,971,248	199,810	196,870,663
改正後	251,686	247,970,827	199,813	196,871,044

前任庁: 改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(247,971)をもって当該月の支給額とする。

後任庁: 改正後の日割計算後の俸給(196,871)を支給する。

(9) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前に比べて減少)

休職発令(支給割合: 80/100)

行(-)6級43号俸 休職前勤務日数: 17/23
 改正前: 俸給月額 393,800 経過措置額 6,698
 改正後: 俸給月額 394,200 経過措置額 6,304

行(-)6級43号俸 休職中の勤務日数: 6/23
 改正前: 俸給月額 393,800 経過措置額 6,698
 改正後: 俸給月額 394,200 経過措置額 6,304

	休職前の俸給の支給額		休職後の俸給の支給額		当該月の俸給の支給額(A+B)
	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額(A)	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額(B)	
改正前	296,020	291,653,957	83,582	82,349,235	374,002
改正後	296,024	291,653,522	83,583	82,348,983	374,001

改正前の支給額に相当する額(291,653)をもって当該月の支給額とする。

休職前: 改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(291,653)をもって当該月の支給額とする。

休職後: 改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(82,349)をもって当該月の支給額とする。

I 俸給②【具体例】-4

(参考) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前後で同額であるが、休職前後の俸給の支給額が改正前後で変動)

休職発令(支給割合:80/100)

行(-)6級45号俸 休職前勤務日数:5/23
 改正前:俸給月額 395,600 経過措置額 6,796
 改正後:俸給月額 396,000 経過措置額 6,402

行(-)6級45号俸 休職前勤務日数18/23
 改正前:俸給月額 395,600 経過措置額 6,796
 改正後:俸給月額 396,000 経過措置額 6,402

	休職前の俸給の支給額			休職後の俸給の支給額			当該月の 俸給の支給額 (A+B)
	給与法附則第8項により減額される前の額	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額(A)	給与法附則第8項により減額する額	支給額(B)	当該月の 俸給の支給額 (A+B)	
改正前	87,477	1,290	86,187	251,934	3,715.2	248,218,200	334,405
改正後	87,478	1,291.304	86,186.696	251,938	3,718.956	248,219,944	334,405

休職前後ともに改正後の日割計算後の俸給を支給する(休職前:86,186、休職後:248,219)。(特例規則第2条の対象とはならない)

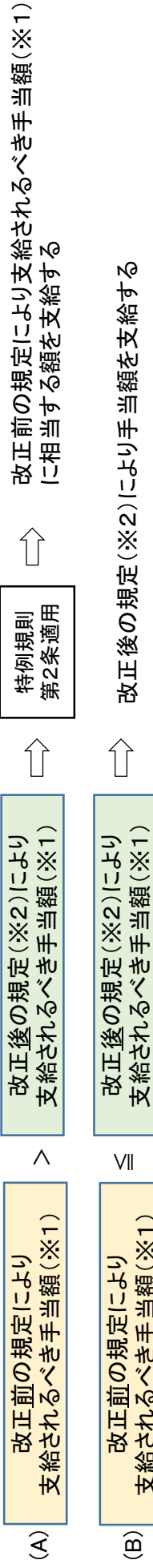


II 手当【概要】

< 手当の支給の特例 > (特例規則第2条)

H28.4.1からH28.11.30まで

改正後の給与法の規定により支給されるべき手当額が改正前の給与法の規定により支給されるべき手当額に達しない場合には、改正前の給与法の規定により支給されるべき手当額に相当する額を支給する(特例規則第2条)。改正後の給与法の規定により支給されるべき額が改正前の給与法の規定により支給されるべき額と同額又はその額を超える場合には、改正後の給与法の規定により手当額を支給する(特例規則第2条は適用されない)。



※1 支給されるべき手当額は給与法附則第8項の規定による減額後の額(給与法第15条等の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による減額前の額)とする。

33

※2 特例規則第2条において「改正後の規定」により支給されるべき手当額を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により手当額を支給する場合には、算定の基礎となる俸給及び各手当額について第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の規定の適用はないものとして取り扱う(特例規則第2条、第5条第2項)。

II 手当【具体例】—1

(1) 地域手当の例

行(一)6級52号俸 地域手当の支給割合:3/100

地域手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項に より減額される前の 地域手当 (A+B)×3% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 A×3%×1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D
H27.3.31	407,300	-	12,219	183,285	12,035,715
H28.4.1～	改正前 399,800	7,387.5	12,215.61	179.91	12,035.09
	改正後 400,200	6,993.5	12,215.79	180.09	12,034.91



改正前の地域手当の支給額に相当する額(12,035)をもって当該月の支給額とする。

(2) 超過勤務手当の例

行(一)6級52号俸 地域手当の支給割合:15/100 超勤割合:125/100 超勤時間:20時間

超過勤務手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	地域手当 (A+B)×15% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A×15% (D)	給与法附則第10項により 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12/(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項により 減額する額 (A+D)×12/(38h45m× 52)×1.5% (F)	勤務1時間当たりの 給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	超過勤務手当 の支給額 H×I
H27.3.31	407,300	-	61,095	61,095	2,789,449	41,842	2,747,607	3,434,509 → 3,435(四捨五入)	20	68,700
H28.4.1～	改正前 399,800	7,387.5	61,078.05	59,970	2,788,675	41,071	2,747,604	3,434,505 → 3,435(四捨五入)	20	68,700
	改正後 400,200	6,993.5	61,078.95	60,030	2,788,711	41,112	2,747,598	3,434,498 → 3,434(四捨五入)	20	68,680



改正前の超過勤務手当の支給額に相当する額(68,700)をもって当該月の支給額とする。

II 手当【具体例】-2

(3) 超過勤務手当の例(月の途中に同一の支給義務者の下で俸給表異動した場合)

【異動前】 行(一)6級52号俸 地域手当の支給割合:15/100 超勤割合:125/100 超勤時間:10時間

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	地域手当 (A+B) × 15% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A × 15% (D)	給与法附則第10項により 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C) × 12 / (38h45m × 52) (E)	給与法附則第10項により 減額する額 (A+D) × 12 / (38h45m × 52) × 1.5% (F)	勤務1時間当たりの 給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	俸給表異動前の 超過勤務手当の 支給額 H × I (X)
H27.3.31	407,300	-	61,095	61,095	2,789,449	41,842	2,747,607	3,434,509 → 3,435(四捨五入)	10	34,350
改正前	399,800	7,387.5	61,078.95	59,970	2,788,675	41,071	2,747,604	3,434,505 → 3,435(四捨五入)	10	34,350
H28.4.1~ 改正後	400,200	6,993.5	61,078.95	60,030	2,788,711	41,112	2,747,598	3,434,498 → 3,434(四捨五入)	10	34,340

【異動後】 税務6級52号俸 地域手当の支給割合:15/100 超勤割合:125/100 超勤時間:10時間

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	地域手当 (A+B) × 15% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A × 15% (D)	給与法附則第10項により 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C) × 12 / (38h45m × 52) (E)	給与法附則第10項により 減額する額 (A+D) × 12 / (38h45m × 52) × 1.5% (F)	勤務1時間当たりの 給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	俸給表異動後の 超過勤務手当の 支給額 H × I (Y)
H27.3.31	438,800	-	65,820	65,820	3,005,181	45,078	2,960,103	3,700.129 → 3,700(四捨五入)	10	37,000
改正前	430,000	8,668	65,800.2	64,500	3,004,276	44,174	2,960,102	3,700.128 → 3,700(四捨五入)	10	37,000
H28.4.1~ 改正後	430,400	8,274	65,801.4	64,560	3,004,318	44,215	2,960,103	3,700.129 → 3,700(四捨五入)	10	37,000

俸給表異動前後の

超過勤務手当の合計額

X+Y

71,350

71,350

71,340

俸給表異動前後で支給義務者が同一である場合、当該異動前後の支給額の合計額による比較を行い、改正前の超過勤務手当の支給額に相当する額(34,350+37,000=71,350)をもって当該月の支給額とする。

II 手当【具体例】－3

(4) 日割計算の例(月の途中に支給義務者を異にして移動した場合)

行(一)6級36号俸 地域手当の支給割合: 6/100

地域手当

	月全体				前任庁			後任庁	
	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	給与法附則第8項によ り減額される前の地域 手当 (A+B) × 6% (C)	給与法附則第8項に より減額する額 A × 6% × 1.5% (D)	月全体の 地域手当の支給額 C-D (E)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 (A+B) × 6% × 14/21 (F)	1.5%減額する額 A × 6% × 14/21 × 1.5% (G)	前任庁の 地域手当の支給額 F-G (H)	後任庁の 地域手当の 支給額 E-H (X)
H27.3.31	392,000	-	23,520	352.80	23,167.2	15,680	235.2	15,444.8	7,723
改正前	385,400	6,501	23,514.06	346.86	23,167.44	15,676	231.24	15,444.76	7,723
改正後	385,800	6,107	23,514.42	347.22	23,166.78	15,676	231.48	15,444.92	7,722

俸給に準じて日割計算(残額計算)を行い、前任庁及び後任庁のそれぞれについて特例規則の適用を判断する。これにより、前任庁においては改正後の地域手当の支給額に相当する額(15,444)をもって当該月の支給額とし、後任庁においては改正前の地域手当支給額に相当する額(7,723)をもって当該月の支給額とすることとなる。

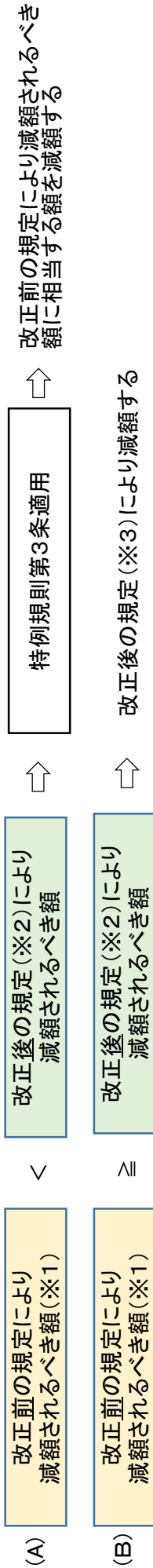


Ⅲ 減額①【概要】

H28.4.1からH28.11.30まで

<給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額の特例> (特例規則第3条)

改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合には、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額を減額する(特例規則第3条)。改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額と同額又はその額に達しない場合には、改正後の給与法の規定により減額する(特例規則第3条は適用されない)。



※1 平成28年11月(施行日の属する月)の「改正前の規定により減額されるべき額」については、月の末日まで改正前の規定が適用されるものとして計算する。

※2、3 特例規則第3条において「改正後の規定」により減額されるべき額を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により減額する場合には、第5条第1項(経過措置額の端数上げ)の規定の適用はないものとして取り扱う(特例規則第3条、第5条第2項)。

○給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額(特例通達第3条関係第2項)

特例規則第3条の対象となる減額は、

- 欠勤(給与法第15条)
- 育児時間(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第109号)第26条第2項)
- 介護休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第3項)
- 法科大学院派遣法第4条派遣(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)第7条第2項)
- 勤務時間を割く兼業(人事院規則1—39(構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置)第2条第4項(同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。))
- 勤務時間を割く兼業(人事院規則14—8(営利企業の役員等との兼業)第5項)
- 短従許可期間(人事院規則17—2(職員団体のための職員の行為)第6条第7項)

Ⅲ 減額①【具体例】

(1) 特例を適用する例

税務 7級10号俸 地域手当の支給割合：12/100 欠勤時間：10時間

俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	地域手当 (A+B) × 12% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A × 12% (D)	給与法附則第10項により 減額される前の勤務一時間 当たりの給与額 (A+B+C) × 12/38h45m × 52 (E)	給与法附則第10項により 減額する額 (A+D) × 12/38h45m × 52 × 1.5% (F)	勤務一時間当たりの 給与額 E-F (G)	単価 (100/100) (H)	欠勤時間 (I)	減額総額 H × I
改正前 397,900	6,796	48,563	47,748	2,699,309	39,810	2,659,499	2,659	10	26,590
改正後 398,300	6,402	48,564	47,796	2,699,351	39,850	2,659,501	2,660	10	26,600

四捨五入

→ 改正前 < 改正後 のため、改正前の減額総額(26,590)をもって当該月の減額の総額とする(特例適用)【特例規則第3条】

(2) 特例を適用しない例

税務 8級9号俸 地域手当の支給割合：12/100 欠勤時間：10時間

俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	地域手当 (A+B) × 12% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A × 12% (D)	給与法附則第10項により 減額される前の勤務一時間 当たりの給与額 (A+B+C) × 12/38h45m × 52 (E)	給与法附則第10項により 減額する額 (A+D) × 12/38h45m × 52 × 1.5% (F)	勤務一時間当たりの 給与額 E-F (G)	単価 (100/100) (H)	欠勤時間 (I)	減額総額 H × I
改正前 435,000	7,584	53,110	52,200	2,952,024	43,522	2,908,502	2,909	10	29,090
改正後 435,400	7,190	53,110	52,248	2,952,060	43,562	2,908,498	2,908	10	29,080

四捨五入

→ 改正前 ≥ 改正後 のため、改正後の減額総額(29,080)とする(特例規則第3条の対象とはならない)

III 減額②【概要及び具体例】

＜特例規則第3条が適用される場合に減額総額を俸給等から差し引く方法＞(特例通達第3条関係第2項)

H28.4.1からH28.11.30まで

特例規則第3条が適用される場合については、給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は改正前の給与法の規定による額に相当する額とする。

(参考) 給実甲第28号第15条関係第2項
この条の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の俸給に対応する額、地域手当に対応する額、広域異動手当及び研究員調整手当に対応する額を給実甲第576号第4の第5項第2号から第4号までに定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の俸給、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当から差し引く。(略)

(3) 俸給と地域手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加している例
行(一)7級10号俸 地域手当の支給割合: 12/100 欠勤時間: 10時間

① 減額総額

	勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	減額総額
改正前	2,659,499	2,659,499	10	26,590
改正後	2,659,501	2,659,501 →2,660(四捨五入)	10	26,600

改正前の減額総額に相当する額(26,590)をもって減額総額とする。
(特例規則第3条)

② 俸給に対応する額

	俸給に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	俸給に対応する額
改正前	2,374,556	2,374,556 →2,375(四捨五入)	10	23,750
改正後	2,374,556	2,374,556 →2,375(四捨五入)	10	23,750

減額の内訳を改正後の給与法の規定により計算した場合、俸給に対応する額が同額で地域手当に対応する額が増加することになるが、特例通達第3条関係第2項の適用により、それぞれ改正前の俸給に対応する額(23,750)、地域手当に対応する額(2,840)に相当する額とする。
なお、例示以外で特例規則第3条が適用される場合で、俸給のみが支給されるケース、俸給と地域手当(又は広域異動手当)が支給されるケース及び俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱う。
(特例通達第3条関係第2項)

③ 地域手当に対応する額

	減額総額 (A)	俸給に対する減額 (B)	地域手当に対応する額 (A-B)
改正前	26,590	23,750	2,840
改正後	26,600	23,750	2,850

給実甲第576第4項第2号から第4号においては、俸給等に対応する額を直接算出する方法ではなく、減額された俸給等の支給額を算出する方法となっている(以下参照)が、説明資料の見やすさの観点から、俸給等に対応する額と比較する形としている(次ページ以降も同じ)。
○俸給及び地域手当が支給されている場合
当該給与期間における支給定日において支給されるべき俸給の額(A) - 俸給の月額に係る勤務一時間当たりの給与額 × 減額時間数 = 俸給支給額(B)
・地域手当
当該給与期間における支給定日において支給されるべき地域手当の額 - { 俸給及び地域手当に係る減額総額 - (A) - (B) } = 地域手当支給額
(地域手当に対応する額)

<改正後の給与法の規定により計算した減額総額が改正前と同額の場合に減額総額を俸給等から差し引く方法> (特例通達第3条関係第3項)

改正前後で減額総額が同額の場合については、給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は改正前の給与法の規定による額に相当する額とする。

(4) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加、広域異動手当に対応する額が減少している例

税務 7級35号俸 地域手当の支給割合：6/100 広域異動手当の支給割合：4/100 欠勤時間：10時間

① 減額総額

	勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	減額総額
改正前	2,887,553	2,887,553 →2,888(四捨五入)	10	28,880
改正後	2,887,536	2,887,536 →2,888(四捨五入)	10	28,880

改正後の減額総額(28,880)とする。
(特例規則第3条の対象とはならない)

② 俸給に対応する額

	俸給に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	俸給に対する減額
改正前	2,625,037	2,625,037 →2,625(四捨五入)	10	26,250
改正後	2,625,037	2,625,037 →2,625(四捨五入)	10	26,250

③ 地域手当に対応する額

	地域手当に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	地域手当に対する減額
改正前	157,496	157,496 →157(四捨五入)	10	1,570
改正後	157,500	157,500 →158(四捨五入)	10	1,580

④ 広域異動手当に対応する額

	減額総額 (A)	俸給に対する減額 (B)	地域手当に対する減額 (C)	広域異動手当に対する減額 A-B-C
改正前	28,880	26,250	1,570	1,060
改正後	28,880	26,250	1,580	1,050

減額の内訳を改正後の給与法の規定により計算した場合、俸給に対応する額が同額であり、地域手当に対応する額が増加し、広域異動手当に対応する額が減少することになるが、特例通達第3条関係第3項の適用により、それぞれ改正前の俸給に対応する額(26,250)、地域手当に対応する額(1,570)、広域異動手当に対応する額(1,060)に相当する額とする。
なお、例示以外で改正後の給与法の規定により減額総額を計算し改正前後で同額である場合で、俸給のみが支給されるケース、俸給と地域手当(又は広域異動手当)が支給されるケース及び俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱う。
(特例通達第3条関係第3項)

計算の具体例(索引)

I 俸給

<経過措置額の端数処理(規則9—139第5条)の特例>

- (1) 特例を適用する例……………3
- (2) 特例を適用しない例……………3
- (3) 俸給表異動及び昇給をした場合の例……………3

<俸給の特例>

- (4) 月の全ての期間において休職の例……………5
- (5) 平成28年1月(施行日の前日の属する月)において、施行日前後で特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の適用がなくなり俸給の額が変動する例……………5
- (6) 月の途中で俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)……………6
- (7) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動があった例(俸給の額の変動はなし)……………6
- (8) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動し、かつ、俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)……………7
- (9) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前に比べて減少)……………7

(参考)月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額が改正前後で同額であるが、休職前後の俸給の支給額が改正前後で変動)……………8

II 手当

<手当の支給の特例>

- (1) 地域手当の例……………10
- (2) 超過勤務手当の例……………10
- (3) 超過勤務手当の例(月の途中に同一の支給義務者の下で俸給表異動した場合)……………11
- (4) 日割計算の例(月の途中に支給義務者を異にして移動した場合)……………12

III 減額

<給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額の特例>

- (1) 特例を適用する例……………14
 - (2) 特例を適用しない例……………14
- <特例規則第3条が適用される場合に減額総額を俸給等から差し引く方法>
- (3) 俸給と地域手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加している例……………15

<改正後の給与法の規定により計算した減額総額が改正前と同額の場合に減額総額を俸給等から差し引く方法>

- (4) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加、広域異動手当に対応する額が減額している例……………16

規則 9—142 第 4 条及び給実甲第 1219 号 第 4 条関係について

1. 措置の概要

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年改正法の施行日（平成 28 年 11 月 24 日）の前日までの間に降格又は降号（以下単に「降格」という。）をした職員に係る経過措置額の算定基礎額の計算に用いる降格時点における降格前後の俸給月額之差（以下「降格デメリット額」という。）を遡及改定前の額に固定するための特例を定めるもの（平成 27 年勧告改正法と同じ措置）

2. 基本的な降格時の算定基礎額の算出

- 通常の経過措置額は、平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額を算定基礎額として支給する。

$$\text{経過措置額} = \text{平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額【算定基礎額】} - \text{現に受ける俸給月額}$$

- 平成 27 年 4 月 1 日以降に降格をした場合の算定基礎額は、平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額から、降格デメリット額を減じた額となる（規則 9—139 第 3 条第 1 項第 2 号）。

$$\text{降格後の経過措置額} = \text{（平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額 - 降格デメリット額）【算定基礎額】} - \text{現に受ける俸給月額}$$

（例）平成 27 年 3 月 31 日 ○級□号俸 500,000 円《降格前の算定基礎額》
 平成 28 年 4 月 1 日 （改定前）○級□号俸 490,000 円
 経過措置額：10,000 円（500,000 円 - 490,000 円）
 平成 28 年 6 月 1 日 降格 （改定前）△級×号俸 485,000 円（降格デメリット額：5,000 円）

《降格後の算定基礎額》495,000 円（降格前の算定基礎額 500,000 円 - 降格デメリット額 5,000 円）
 【経過措置額：10,000 円（495,000 円 - 485,000 円）】

※ 降格デメリット額と同額が算定基礎額から減ぜられるため、経過措置額は変動なし

3. 降格特例措置の背景

- 給与法改正に伴い、一部の降格時の号俸対応において、降格前後の号俸の俸給月額の引上げ（ベア）額が異なることにより、遡及的に降格デメリット額が変更される。

（例）2. の例でデメリット額が俸給表の改定前後で異なる場合

俸給表の遡及改定前	俸給表の遡及改定後
○級□号俸 → △級×号俸	○級□号俸 → △級×号俸
490,000 円 → 485,000 円	490,500 円（ベア 500 円） → 485,400 円（ベア 400 円）
<u>降格デメリット額：5,000 円</u>	<u>降格デメリット額：5,100 円</u>

→ 降格特例措置の規定がなかった場合の算定基礎額は、

$$\text{俸給表の遡及改定前} \quad 500,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = \underline{495,000 \text{ 円}}$$

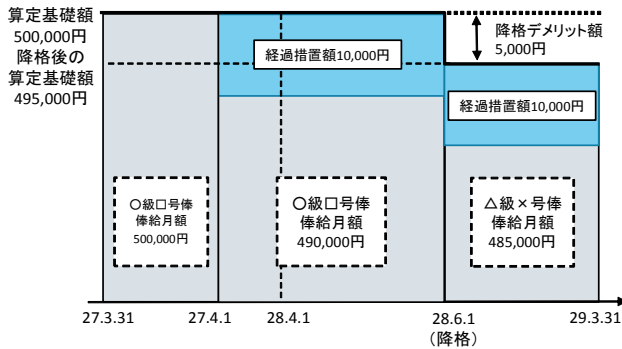
$$\text{俸給表の遡及改定後} \quad 500,000 \text{ 円} - 5,100 \text{ 円} = \underline{494,900 \text{ 円}}$$

※ 降格をした平成 28 年 6 月 1 日以降、実際に支給される俸給の支給額（俸給月額 + 経過措置額）は 495,000 円だったところ、俸給表の遡及改定により、同額は 494,900 円となるため、同日以降毎月 100 円ずつの戻入が必要（不利益遡及）

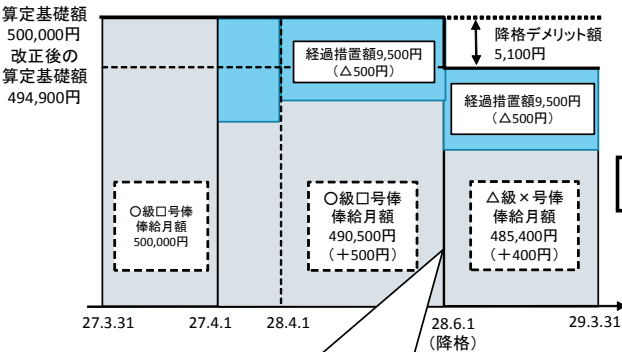
4. 平成28年改正法に伴う降格特例措置

- 平成27年勧告改正法に伴う特例措置と同様、降格デメリット額の算出に用いる降格前後の号俸に係る俸給月額を「俸給表の遡及改定前の俸給月額」とすることとし、降格デメリット額を変動させないこととする(対象の職員は平成28年4月1日から平成28年改正法の施行日の前日までの間に降格した職員)。
- これにより、降格デメリット額が俸給表の遡及改定前と同額になり、算定基礎額が遡及改定前と同額になるため、実際に支給される俸給の月額が減少しない(昇給等をした場合と同様に、現に受ける俸給月額がベアにより上昇するため、経過措置額が減)。
- ※ 俸給表の遡及改定により降格デメリット額が増加する者だけでなく減少する者も対象となる。
降格後の算定基礎額は、平成28年改正法の施行日以降も引き続き従前と同額が適用される。

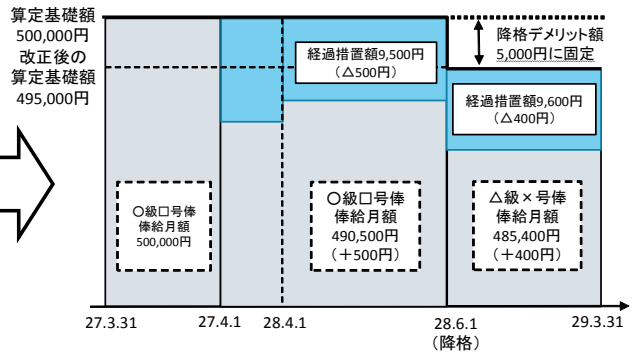
【俸給表の遡及改定前】



【俸給表の遡及改定後(降格特例措置適用前)】



【俸給表の遡及改定後(降格特例措置適用後)】

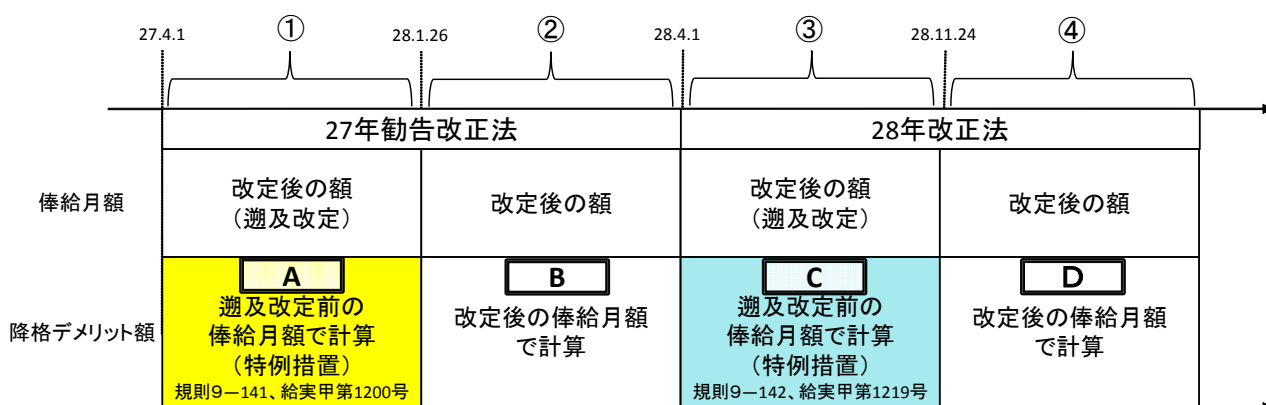


遡及して俸給の支給額が減少
改定前 495,000 > 改定後 494,900

※ 第4条関係第1項により読み替えて適用する規定(規則9-139第3条第1項第2号)

二 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。)又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する俸給月額(同日が平成28年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第80号)の施行日の前日までの間であるときは、同法第1条の規定による改正前の給与法の規定による俸給月額。以下この号において同じ。)に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸(当該降格をした日が平成28年4月1日から同法の施行日の前日までの間であるときは、規則9-8-82(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)の規定による改正前の規則9-8の規定による号俸)又は当該降号後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額(降格又は降号を二回以上した場合には、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

○ 平成27年4月以降に複数回降格した場合の降格デメリット額の取扱い



複数回降格した場合の降格デメリット額については、それぞれの降格時点（①～④）における降格デメリット額（A～D）を合算した額（例えば、③と④の時点で降格した場合には、降格デメリット額はC及びDを合算した額）とする。 [第4条関係第1項]

ただし、平成27年4月1日から平成27年勧告改正法の施行日の前日までの間（①）に降格した職員が、平成28年4月1日から平成28年改正法の施行日の前日までの間（③）に再度降格した場合には、あらかじめ事務総長と協議して経過措置額を支給することとする。 [第4条関係第2項]

5. その他

(1) 既に事務総長の承認を得て「算定基礎額」を決定している次の場合の基本的な取扱い

- ① 複数事由該当（規則9-139第3条第2項）の一部
 - ② 指定職各号俸から専門スタッフ職3級へ異動した場合（降格と同様の方法を用いた場合）の取扱い（指定職俸給表は改定なし、専スタ3級へ異動した場合に決定される21号俸の改定額は400円）
- ⇒ 既に承認している算定基礎額は、規則9-139第3条第1項第2号の規定によるものではないため俸給表の遡及改定の影響を受けないが、算定基礎額を変動させないことが趣旨であるため、再度の承認は不要

(2) 降格時号俸対応の遡及改正によって、降格をした日の号俸が対応表の改正前よりも高位に決定された場合の取扱い

⇒ 算定基礎額は、降格特例措置の規定の適用により、改正前の降格時号俸対応表による号俸の俸給月額（遡及改定前）を基礎として算出するため、遡及改定前から変動しない。

(例) 平成28年6月1日の降格により、税務3級35号俸から2級62号俸に決定されていたが、今般の降格時号俸対応表の改正により、同日に遡及して2級65号俸に決定された場合

3級35号俸 314,300円 → 2級62号俸 294,200円（改定前）、差額20,100円

315,100円 → 2級65号俸 296,100円（改定後）、差額19,000円

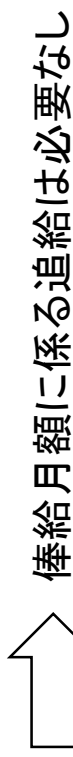
⇒ 算定基礎額は、改正前の降格時号俸対応表による号俸（2級62号俸）の俸給月額を基礎として算出するため、遡及改定前から変動しない。

以 上

平成28年給2-114(給与法の改正に伴う差額の支給等について)〈第2項〉

平成26年改正法附則第7条の規定による俸給(経過措置額)を受けている職員の給与法改正に伴う差額支給の取扱いについて

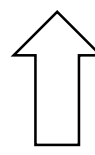
1.経過措置額が減少するが、引き続き経過措置額の支給対象であり、俸給月額との合計額が同一である場合 〈第2項(1)〉



俸給月額に係る追給は必要なし

H27.3.31	H28.4.1	施行日
H26年改正法附則第7条の規定による俸給 (経過措置額)		
俸給月額		
今回の増額改定分		

2.経過措置額が支給されないこととなる場合 〈第2項(2)〉



今回の改正により受けることとなった俸給月額の支給額が、経過措置額の基礎となる額(平成27年3月31日に受けていた俸給月額等)を上回った額(下図)の追給が必要。

H27.3.31	H28.4.1	施行日
H26年改正法附則第7条の規定による俸給 (経過措置額)		
俸給月額		
差額追給		増額改定
俸給月額		

平成28年4月1日以降に係る給与を減額された職員の 俸給月額等が給与法等に基づき改定された場合の例

☆ 俸給月額の改定

行政(一)3級27号俸(268,800円) \Rightarrow 行政(一)3級27号俸(269,700円)
(増額改定)

(仮定条件)
 ※減額される時間は2時間とする。
 ※扶養手当は支給されないものとする。
 ※年齢は55歳未満とする。
 ※経過措置額は支給されないものとする。
 ※地域手当(10%)が支給されるものとする。

《給与法改正前の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[268,800円 + 26,880円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,760円87銭 \quad \rightarrow \quad 1,761円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

1,761円 × 2時間 = 3,522円(減額の総額) --- ①

2 俸給に対応する額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{268,800円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,600円79銭 \quad \rightarrow \quad 1,601円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

1,601円 × 2時間 = 3,202円(俸給の減額分) ----- ②

《給与法改正後の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[269,700円 + 26,970円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,766円76銭 \quad \rightarrow \quad 1,767円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

1,767円 × 2時間 = 3,534円(減額の総額) --- ③

2 俸給に対応する額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{269,700円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,606円15銭 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

1,606円 × 2時間 = 3,212円(俸給の減額分) ----- ④

《減額すべき額の差額の精算》

1 俸給に対応する額の差額

改正前の俸給の減額分 3,202円(②) - 改正後の俸給の減額分 3,212円(④) = -10円
 \Rightarrow 俸給の追給時に10円を差し引く

2 地域手当に対応する額の差額

減額の総額に係る差額 - 俸給に対応する額の差額 = 地域手当に対応する額の差額

(減額の総額に係る差額)

改正前の減額の総額 3,522円(①) - 改正後の減額の総額 3,534円(③) = -12円

(地域手当に係る減額すべき額の差額)

減額の総額に係る差額(-12円) - 俸給に係る減額すべき額の差額(-10円) = -2円

\Rightarrow 地域手当の追給時に2円を差し引く

